

■議案第23号 四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 を廃止する条例について

【要旨】

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長が特別職に位置付けられることになるため、これまで一般職であることを前提としつつ、教育公務員の特殊性に鑑みて教育長の給与等を別に定めるとしていた教育公務員特例法第16条が削除されたことに伴い、本条例を廃止するものです。（旧教育長の任期に関する経過措置あり）

【経過措置】

新制度への移行の時期は、新たな教育長が就任した時からとなるため、現教育長の任期の期間中は、この条例は、適用されません。

（現教育長の任期：平成29年5月11日まで）